

## 規制影響分析書

規制の名称	無線局の運用者の変更制度の創設に関する事後届出の導入		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課		
評価実施日	平成19年3月30日		
規制の内容・目的	①規制の内容：無線局の免許人等が、一定の条件の下、自己以外の者に無線局を運用させることを可能とし、当該運用させた者の氏名、運用期間等の無線局監理上必要な事項について、総務大臣への届出等を行わなければならないこととする。		
	②規制の目的：適正な電波利用のための無線局監理を確保しつつ、簡易な手続での無線局運用者の変更が可能となる。		
	根拠条文	電波法(昭和25年法律第131号)第70条の7及び第70条の8	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	無線局の運用者の変更制度の創設に関する事後届出の導入	
	◆選択肢2:	現状維持	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	電波の公平かつ能率的な利用の確保	運用者の変更に関する届出手続を設けた場合、運用している者を随時把握でき、適正な電波利用が確保できることから、無線局の運用者の変更制度の創設ができる。 その結果、簡易かつ迅速な手続での無線局の運用が可能となり、無線通信の新しいサービスや利用形態が実現される。	運用者の変更に関する届出手続がない場合、運用している者を把握できず、適正な電波利用が確保できないため、無線局の運用者の変更制度の創設ができない。 その結果、既存免許人・登録人以外の者が、無線局を運用するには免許・登録の手続が不可避となり、簡易かつ迅速な手続での電波利用が図られない。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	無線局を運用するために、これまで免許・登録の手続を要していたものが、届出のみで可能となり、処理時間等の負担が軽減される。 届出に関する電子システムの改修をしなければならないが、制度導入局面に限られているものであり、行政コストの増加は限定的である。 総合的に行政コストは軽減される。	現状どおり。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	無線局を運用するために、これまで免許・登録の手続を要していたものが、届出のみで可能となり、書類作成や手数料の負担が軽減される。	現状どおり。
	その他の負担(社会コスト)	-	現状どおり。
各選択肢間の比較	選択肢1の場合、電波の公平かつ能率的な利用の確保という効果が期待される上に、全体として想定される負担も軽減されることから、選択肢1を採用するのが適切と考えられる。		
備考	「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の報告書「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方～ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて～」において、制度創設を提言。		